

有害物ばく露防止対策補助金

Q&A

Q 有害物ばく露防止対策補助金を申請できる事業主は。

A 屋内で、金属アーク溶接等作業を実施し、溶接ヒュームばく露濃度を測定する中小企業事業主です。

中小企業事業主とは、中小企業基本法第2条第1項で規定する次の事業者です。

なお、下表の労働者数か、資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

業 種		常時雇用する労働者数 ^{※1}	資本金または出資の総額 ^{※1}
小売業	小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、複合サービス(例：協同組合)など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農・林・漁業、製造業、建設業、運輸業など	300人以下	3億円以下

Q 金属アーク溶接等作業の「等」にはどのような作業が含まれるのでしょうか。

A 金属をアーク溶接する作業のほか、アークを用いて金属を溶断する作業、アークを用いてガウジングする作業のほか、これら作業以外に溶接ヒュームが発生する作業のすべてを指します。(燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません)

Q 補助の対象となる作業場はどのような作業場が該当しますか。

A 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場が補助の対象となります。屋外の作業場は対象となりません。

Q 車の解体で溶断作業をしています。車の解体は何業になるのですか。

A 日本標準作業分類の区分に従って業種の判断をします。車の解体作業は日本標準作業分類の大分類で「R サービス業(他に分類されないもの)」に分類されています。

Q どの測定機関が4号登録しているか分かりません。

A 都道府県労働局のホームページに作業環境測定機関一覧が掲載されていますので確認してください。なお、日本作業環境測定協会のホームページには全国の作業環境測定機関（会員登録をしているものに限る）が掲載しています。

それらの中に①～⑤の登録号別の情報が掲載されていますので④の登録がされている測定機関を選択してください。

また、中央労働災害防止協会も作業環境測定機関の4号の登録がされております。

Q 事業場に溶接棒を納品する商社です。事業主と作業環境測定機関を仲介しようと考えています。申請書類に作業環境測定機関作成の見積書を添付とありますが、仲介業者の見積書ではいけないのでしょうか。

A 作業環境測定機関の見積りを求めているのは、書類審査において測定を実施するのが都道府県労働局等に登録している作業環境測定機関であること、測定資格として4号登録を受けていることを確認するためです。

作業環境測定機関以外の者が作成する見積書ではこの確認ができません。

Q 補助金の額は測定費用の1/2となっていますが、上限額との関係が分かりにくいのですが。

A 補助金の計算は次によります。

一つの建屋の中で何人かの溶接作業者が同じ作業をしている場合、その作業場を一作業場と考えます。この場合、2名の作業者が代表となって測定対象となってもらい、測定します。その一人あたりの測定費用の1/2が補助額となります。ただし、一人当たりの測定費用が40,000円を超える場合、基準額は40,000円が適用され、当該基準額の40,000円の1/2が補助額となります。

次の計算式により計算されます。

〔①一人当たり測定費用、ただし、上限40,000円〕×〔②人数、ただし、一作業場当たり上限2名分まで〕×〔補助率 1/2〕

複数の工場建屋で金属アーク溶接等作業が行われている場合や、建屋の中が仕切られていて各々の部屋で金属アーク溶接等作業が行われている場合、広い建屋で作業場所同士が一定離れて独立している場合など、複数の作業場があるため、複数の作業場の測定が必要な場合がありますが、この場合であっても、補助金の対象となるのは2作業場分までとなり、80,000円が上限となっています。

〔①一人当たり測定費用、ただし、上限40,000円〕×〔②人数、ただし、一作業場当

り上限 2 名分まで] × [(3) 作業場数、ただし、1 事業場につき 2 作業場分まで] × [補助率 1 / 2]

Q 県内の別々の場所に 3 つの事業所があります。3 つすべてについて測定したいのですが、その場合でも上限は 80,000 円ですか。

A 補助金は、事業場単位で申請できます。事業場は、主として場所的観念（同一の場所か離れた場所かということ）によって判断されます。同一の場所にあるものは原則として一つの事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場とされます。ただし、場所的に分散しているものであっても規模が著しく小さく、組織的な関連や事務能力等を勘案して一つの事業場という程度の独立性が無いものは、直近上位の機構と一括して一つの事業場として取り扱うとされています。

ご質問のケースでは補助金は、3 つの事業場単位で申請できます。

この場合、〇〇（株）〇〇工場（工場長〇〇）

〇〇（株）△△支所（支所長△△）

〇〇（株）××営業所（営業所長××）と別々に申請することになります。

Q 補助金の交付決定を受けるのは、申請の早いもの順ですか。

A 早いもの順ではありません。

申請された補助金の総額が、公募期間ごとの補助金の予定額を上回った場合、次表に掲げるポイントの合計点の高い申請者から順に補助金の予定額に達するまで交付決定が行われます。合計点が同点数である場合、個人サンプリング法の登録を受けている作業環境測定士による測定を行う事業場を優先し、それでも同点数であった場合は、金属アーク溶接等作業従事者の多い事業場を優先することとします。

① 事業場の規模（常時使用する労働者数）

50 人以下 (30 人以下)	50 人超 100 人以下 (30 人超 50 人以下)	100 人超 300 人以下 (50 人超 100 人以下)	300 人超 (100 人超)
3 点	2 点	1 点	0 点

(注) () 内は、小売業、サービス業、卸売業の場合

② 平均的な溶接等作業日数（週当たり）

毎日	3 日以下	1 日以下
3 点	2 点	1 点

③ 平均的な溶接等作業時間数（1 日当たり）

5 時間超	3～5 時間	3 時間未満
-------	--------	--------

3 点	2 点	1 点
-----	-----	-----

Q 補助金交付決定通知はいつ頃届くのですか。

A 公募期間終了後おおむね 1 か月以内に交付決定した補助金額について申請者に通知されます。

Q 第 1 期公募に応募し、交付決定の対象とならなかった場合、第 2 期の公募期間に再度申請をすることができるのですか。その際、再度書類を作成しなければならないのですか。

A 第 1 期公募の審査の結果、交付決定の対象とならなかった場合、第 2 期の公募期間に再度申請をすることができます。全衛連から、選に漏れた方に対し、第 2 期の公募に応募するか確認し、応募の意思が示されれば第 1 期公募に使用された申請書類はそのまま有効になります。

Q 特定化学物質を取り扱っているものですから、これまで年 1 回、作業環境測定機関に依頼して、定期的に作業環境測定を実施してきました。毎年、8 月に実施してきたものから、この時、溶接ヒュームについても併せて測定してもらおうと考えていますが、8 月中に交付決定の通知を得ることはできませんよね。

A 補助金交付決定前に行った測定の費用は対象とはなりません。

Q 申請書の記載例を示してください。

A 記載例ではないですが、申請書で求める内容については次のことが分かるように記載してください。

①業種：日本標準作業分類の「大分類」の業種を記載してください。

②事業概要：簡単で結構ですので、事業の内容、サービスの内容等が具体的に分かるように記載してください。

③従業員数：労働保険成立時の従業員数（労働保険年度更新の際、申告した労働者数を記載（一般的には会社全体の労働者数））、及び常時雇用する労働者数（申請事業場の労働者数）を記載してください。

したがって、会社が複数の事業場を持つ場合、この数字は異なります。

④平均溶接等作業時間数：主として金属アーク溶接等作業に従事する人の 1 日当たり、週当たりの金属アーク溶接等作業時間数を記入してください。

⑤作業場所見取図：正式な図面までは必要なく、ハンドライティングの見取り図で結構です。作業場全体図の中に測定予定の作業場所を示してください。測定予定の作業

場所が複数ある場合、各々の箇所が分かるように記載してください。

Q 測定機関です。見積書の作成に当たり、留意すべきことはありますか。

A 通常、作成している見積書で結構です。ただし、測定箇所数、各測定箇所における測定人数を明記してください。